

知らないと  
違反に！

2026年4月1日施行

# 「自転車・青切符制度」と 厳罰化のポイント

2026年4月1日から、自転車の交通ルールが大きく変わります。  
青切符制度により、113種類の違反が取り締まりの対象となります。  
ここでは公的情報をもとに、ポイントを分かりやすく整理しました。



## 制度の概要

- 2026年4月1日から 自転車の違反に「青切符制度」が導入
- 対象は16歳以上（高校生含む）
- 取り締まり対象の違反は全部で113種類
- 自転車も法律上は「車両」

## 違反の分類（113種類の全体構造）

- 通行区分・進行方法違反  
逆走、歩道通行違反、一時不停止、踏切不停止 など
- 信号・標識違反  
信号無視、一時停止違反、歩行者妨害 など
- 安全運転義務違反  
ながらスマホ、傘差し、飲酒、無灯火、ブレーキ不良 など
- 駐車・駐輪違反  
駐停車禁止場所での駐輪、放置駐車違反（反則金最大12,000円）など
- 車両の状態・装備違反  
前照灯・尾灯・反射器材の欠如、積載制限違反 など
- 乗り方の違反  
二人乗り、立ち乗り、片手運転（傘・スマホ・荷物など）など
- その他細目違反（多数）  
歩行者用道路徐行違反、車両等への接触・つかまり走行、みだりな進路変更 など



裏面へつづく →



老人ホーム  
紹介センター  
明海興産株式会社

高住連 届出番号:23-0553

☎ 070-1245-0239

✉ soudan@mkk-home.jp

営業時間 9:00 - 17:00



お問い合わせ



ホームページ

## 特に危険とされる「16の危険行為」

信号無視、逆走、一時不停止、ながらスマホ、酒気帯び、歩行者妨害、傘さし運転、無灯火 など

※講習対象（3時間・有料）

### 主な違反と反則金（一例）

軽度  
3,000円

- ・二段階右折をしない
- ・不必要なベルの使用

中度  
5,000円

- ・イヤホン両耳使用
- ・急ブレーキ
- ・自転車レーンを走らない
- ・無ベル走行
- ・泥はね運転
- ・救急車妨害

重度  
6,000円～7,000円

- ・信号無視
- ・手放し運転
- ・横断歩道で歩行者妨害
- ・速度超過 ※1
- ・駐輪禁止場所での駐輪
- ・遮断踏切立入り

※1

自転車は法律上、車両の一種と扱われるため、道路に設置された速度標識（例：30km/h）は、自転車にも適用されます。

下り坂ではママチャリでも40km/h近くに達することがあります。

\*16歳以上（高校生含む）が対象

特に重大  
12,000円以上

- ・ながらスマホ  
：12,000円
- ・酒気帯び運転  
：12,000～20,000円



### 意外と知らない「自動車」の反則金

- ・クラクションの乱用 ----- 3,000円
- ・泥はね運転 ----- 5,000円
- ・ハイビームのまま走行 ----- 6,000円
- ・サンダル・ハイヒール運転 ----- 6,000円
- ・エンジンかけっぱなし放置 ----- 6,000円
- ・ウィンカー出し忘れ ----- 6,000円
- ・完全停止しない一時停止 ----- 7,000円
- ・高速道路でガス欠 ----- 9,000円
- ・スマホ操作運転 ----- 18,000円



老人ホーム  
紹介センター  
明海興産株式会社

高住連 届出番号:23-0553

☎ 070-1245-0239

✉ soudan@mkk-home.jp

営業時間 9:00 - 17:00



お問い合わせ



ホームページ